

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和元年度第4四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	此花屋内プール 自動火災報知設備整備業務委託	消防設備 保守点検	ニッタン(株)	7,535,000	令和2年1月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	西淀川屋内プール 中央監視装置整備業務委託	施設保守 点検整備	パナソニックLSエンジニアリング(株)	9,350,000	令和2年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	北部環境事業センターほか5か所給湯用温水ボイラ点検業務委託	機械設備等 保守点検	(株)日本サーモエナー	1,386,000	令和2年2月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	令和元年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー(環境15・16号)点検・整備業務委託	機械設備等 保守点検	ロジスネクストユニキャリア(株)	1,218,492	令和2年3月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

此花屋内プール 自動火災報知設備整備業務委託

2 契約の相手方

ニッタン (株)

3 随意契約理由

本業務は、此花屋内プールの自動火災報知設備について経年劣化していることから整備業務を行うものである。

本設備は、受信機、副受信機、火災感知器、ガス漏れ警報器、防火設備からなる複合装置で、受信機と各機器の信号確認などの動作をプログラムに組み込んだ特殊仕様の装置であるが、今回の整備については受信機及び副受信機の取替及び周辺機器との動作調整を行い、正常な状態に復旧する必要があるため、当該装置が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

既存設備は、ニッタン株の独自の設計に基づき製造されており、平成 13 年に竣工以来稼働してきたところであるものの既に製造中止となっており、部品修理などのアフターサービス期間も終了している。こうしたことから受信機及び副受信機の取替に際し、既存の各機器と信号確認などの連携を調整するためには当該設備を製造した会社以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があり、製造物責任の所在を明確にする観点からも他社に整備を行わせることはきわめて困難であり、かつ、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して製造事業者でなければ整備を行うことは保証することができないことから、製造事業者であるニッタン (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3376)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀川屋内プール 中央監視装置整備業務委託

2 契約の相手方

パナソニック L S エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本業務は、西淀川屋内プールに設置された中央監視装置について経年劣化していることから整備業務を行うものである。

本装置は、監視装置本体、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワークからなる複合装置で、受変電設備等の電力設備監視制御、空調設備、衛生設備等の動力設備監視制御及び、防災設備警報表示などの役割を果たす機器であり、これらの動作をプログラムに組み込んだ特殊仕様の装置であるが、今回の整備については中央監視装置本体の取替及び周辺機器との動作調整を行い、正常な状態に復旧する必要があるため、当該装置が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

本装置は、監視装置本体、変換装置、制御ソフトウェア、通信ネットワーク等の機器構成及び制御方法、ソフトウェア等については当該設備を製造した会社以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があり、製造物責任の所在を明確にする観点からも他社に整備を行わせることはきわめて困難であり、かつ、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して製造事業者でなければ整備を行うことは保証することができない。

上記理由により、製造事業者である(株)トキメックから事業譲渡されたパナソニック L S エンジニアリング (株) と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3376)

随意契約理由書

1 案件名称

北部環境事業センターほか5か所 給湯用温水ボイラ点検業務委託

2 契約相手方

株式会社日本サーモエナー

3 随意契約理由

当該点検業務の給湯用温水ボイラは、株式会社日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による温水ボイラ構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、温水ボイラの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、温水ボイラを製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本点検業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ロジスネクストユニキャリア株式会社

3 随意契約理由

別表の容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のロジスネクストユニキャリア株式会社（旧 TCM株式会社）製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を容易かつ安価に入手できる製造元であるロジスネクストユニキャリア株式会社（旧 TCM株式会社）が対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

【別表】ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
平野容器包装プラスチック中継施設	TCM株式会社	SD25T9	58H00164
舞洲容器包装プラスチック中継施設	TCM株式会社	SD25T9	58H00163

【参考】労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)